

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年6月23日（月）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第57号 工事基本協定の締結について

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

所管事務調査 三次市における米の生産状況について

4 出席委員 鈴木深由希、小田伸次、保実治、横光春市、掛田勝彦、細美克浩、竹田恵

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【建設部】濱口建設部長、行政土木課長、賀谷土木技術担当課長、谷川管理係長、高尾維持係長

【産業振興部】児玉産業振興部長、松本農政課長、原田農林振興係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししています委員会審査次第のとおりであります。

本委員会に付託されました2議案について説明を受けた後、質疑を行い、直ちに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、議案第57号工事基本協定の締結についての審査を行います。

建設部の説明を求めます。はい、濱口建設部長。

○濱口建設部長 委員の皆様おはようございます。それでは、議案第57号工事基本協定の締結についてご説明申し上げます。本案は、芸備線下和知・塩町間和田跨線橋外1補修工事において、西日本旅客鉄道株式会社と2億3,316万8千円で基本協定を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものです。

本工事委託は、橋梁点検の結果、JR芸備線の宗祐高架橋と和田跨線橋について、軌道敷に係る部分の補修工事が必要であることから、事業主体である三次市が、西日本旅客鉄道株式会社と基本協定を締結し、委託して工事を実施するものです。以上で議案第57号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。はい、竹田委員。

○竹田委員 それでは、この橋脚の部分の修繕についてですけども文書にある通り、調査橋梁の点検の結果ということになっていますけども、具体的に何年おきに検査をされてて、今回JRですけども、JRの橋または、市道にかかる橋もあると思いますが、どれぐらいの数を市では管理してい

るのかお伺いできればと思います。

○鈴木委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 おはようございます。先ほどの質問に対してご回答させていただきます。橋梁の点検なんですけれども、このたびのＪＲの跨線橋を含め市で管理しております橋梁につきましては、５年に１度、５年サイクルで５年に１回点検をするように道路法に基づいて規定されております。１度に５年に１回、橋梁全部を点検するのではなくて、５年間で市で管理しております橋梁をすべて点検するようにしております。

市で管理しております橋梁数なんですけれども、現在、令和７年４月１日時点の数字でいきますと１,３３６ございます。単純にその数を５で割ると大体２００から３００橋ぐらいの橋梁数を毎年度点検していくということになります。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、保実委員。

○保実委員 これ、協定金額は２億３,３１６万８千円となっていますけど、これは、追加費用が発生する可能性はあるんですか。

○鈴木委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、この費用に追加になるかどうかというところなんですけれども、この協定を結んだ後にＪＲ西日本の方が工事発注をいたします。その後、施工業者が決まりまして、現地の調査に入ります。その段階で、例えば、今の設計には見込んではあるんですけれども、それ以外の不具合が見つかるだとか、その補修範囲を広げる必要があるだとかいう場合については、変更する必要があるかと思います。ただ、今の段階では、そこまではわかっておりませんので、工事を実施していく中でＪＲの方から、適宜、情報共有させていただいて確認しながら進めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 もちろん、この契約金額は適正であると、今、思っておられて、ただ、今後、調査が入ったときに、ひょっとしたら、追加になるかもしれないということによろしいですか。

○鈴木委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、今のこの協定額につきましては、ＪＲの方から見積というか工事費の内訳を提示していただいております。このＪＲ委託に関しましては、きちんと、透明性を確保するようにという国交省の通達もございまして、この協定を締結するタイミングでありますとか、あと、ＪＲの方が請負契約を締結した後とか、それぞれの段階で、情報共有をして内容を確認しながら進めていくということになっておりますので、現段階では、協定締結の段階の金額を、我々が積算してるものもございまして、それと照らし合わせても大きく差異はない、妥当であると判断しております。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 もう一点、この工事の期間がどのぐらいかかるのか。それと、この工事によって周辺地域、美観とか環境問題とかあるのですが、周辺地域には説明は必要ないんですか。

○鈴木委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、工事の工程なんですけれども、現在、工事期間は、議決後翌日から令和9年3月31日までということで、2カ年にわたった工事を予定しております。具体的に申しますと、先に宗祐高架橋の方の工事を、協定締結になれば、本年9月に現地着工しまして、今の予定であります、令和8年の6月ごろに完成予定です。

その後、和田跨線橋の方の工事に入りまして、令和9年1月ごろには完成するのではなかろうかというふうな見込みでおります。この工事に入る際に受注者の施工業者の方で、地元に対しての説明というものが需要であれば行うというふうには認識をしております。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、細美委員。

○細美委員 ちょっと、1点確認なんですけれども、この協定金額の中の要は補修一般図があるんですけれども、これの赤書きと緑書きがあるんですけれども、緑書きも一緒に含んだ額なんですか。じゃなくて、赤書きだけの金額なのかどうか確認します。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、議案の中に示しております。図面で色分けがしてあると思います。緑と赤で塗り分けがしてありまして、赤の部分が、今回、JRの方へ委託する部分となっております。緑の部分は三次市の方で施工する部分ということで、今回の金額につきましては、この赤色の部分のみの額となっております。

○鈴木委員長 細美委員。

○細美委員 追加で聞くんですが、この緑の部分の金額は大体の金額わかりますか。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 緑の部分につきましては、三次市で施工する部分ということで、こちらの工事につきましては、もうすでに工事が完了しております。宗祐跨線橋の方ですと、令和5年に、令和5年から6年にかけて工事をしておりまして、約1億円かかっております。和田跨線協につきましては、令和6年度に工事しておりまして、こちらについては約700万円の工事費用ということになっております。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、掛田委員。

○掛田委員 私が関連のような質問させていただくんですけど、このJRの施設の維持補修に関して、今の話でいくと、協定を結んで、事業を執行していくというとらえ方をしてるんですけど、この財源のどこなんですけど、過疎債を充てられてると思うんですけど。今回1回で終わるというわけではないのですが、今後継続してやっていく上で、この財源ってのはどういうふうな見通しをお持ちなのか、そこだけをお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、財源のことですけれども、この橋梁の補修工事につきましては、議案の中にも記載のありますように、道路交通安全対策事業費補助ということで、国の補助が入っておりますいわゆる道路メンテナンス事業というものでありますけれども、こちらが約半分、55%ぐらい入っております。残りの部分についてか相殺を充てております。ですので今後も、国費を充てながら、事業を進めていくということになろうかと思います。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、横光委員。

○横光委員 工事は設計がＪＲ西日本コンサルタントということになっておりますが、三次市が施工したところの工事の設計はどこがされたんでしょうか。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 こちらの補修工事の設計につきましては三次市分も含めてすべてＪＲ西日本コンサルタントの方で行っております。その全体の補修の設計をした上でＪＲ部分と三次市部分を分けて、工事発注していたというところでございます。

○鈴木委員長 横光委員長。

○横光委員 ということは、この緑色部分の橋のところとこちらが、同じような設計になり、別に問題はないということがわかるわけですが。その金額というのは、やはり工事の施工において、三次部分については、三次が検査をするということはあると思うんですが、西日本が工事されたものについて、三次市として設計の検査等とはタッチできるか。できないのか。いかがでしょうか。委託しているので、もう全部お任せということになるのか。いや、お金を出しているのだから三次市として検査をして、三次市道ですから、検査する必要があるようにというような思いがするんですが、そこのところはいかがでしょう。

○鈴木委員長 はい、賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、ＪＲ西日本が施工する部分に対して、三次市がどう関与していくのかというご質問かと思うんですけれども、このＪＲへの委託する部分につきましては、国交省の方から、「鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」という通達が出ておまして、工事の施工の協定でありますとか、あとは、各年度ごとに支払いをするときでありますとか、言われた額をそのまま払いますではなくて、その前に十分協議をした上で、進めていく、協議調整を進め、行って取り組んでいくことがございますので、そちらの段階で、我々の方も内容をチェックさせていただいて、進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 はい、他に質疑ありませんか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 ちょっと確認だけさせてください。今回のこの予算を西日本旅客鉄道株式会社、ＪＲですよ、ＪＲに出しますということになってるんですけど、この工事の発注者は、西日本、要するにＪＲが発注してこの工事ですが、一応名目上でもあるけど、三次市が発注者として、この工事が行われるのか。この辺はどうなんですかね。発注者です。この工事の発注者はどこになるのですか。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 この補修工事の発注者ということになりますとＪＲ西日本になります。三次市とＪＲについては、この工事を委託する受委託の関係はあるんですけれども、その委託先として協定を結んでおりますので、工事の発注者でいきますとＪＲになります。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 ということは、発注者ＪＲ、予算の出所は三次市ですよ。何かがあったときの責任というものは、ＪＲの方で負うというふうに考えていいんですか。発注者がＪＲですから。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 何かというのは工事中に何か起きた場合ということですかね。

○小田副委員長 ごめんなさい。当然それも含めて、工事後に何かあったということです。

○賀谷土木技術担当課長 その部分につきましては、J Rの方が責任持って施工するということになっておりますので、何もないということが大前提ではあるんですけども、そこについては、J Rの責任になるというふうに考えております。

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 はい、そこは確認したかったので、金を出す、事故が起こったときに三次市の方が責任を負わないかんというんだったら、三次の方が責任を持って工事のことをやらないといかかんと思うんだけど、J Rに委託して、J Rから建設業者へという形の発注をしていくので、責任はJ Rが、今回の工事、工事後に何か滑落して、どうのこう何かあったというときの責任はJ Rが持ってくれると思っていいですね。

○鈴木委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 はい、その認識で問題ないと思います。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。他にないようですので、以上で議案第57号に係る質疑を終了いたします。それでは次に、議案第58号損害賠償の額を定めることについての審査を行います。

建設部の説明を求めます。はい、濱口建設部長。

○濱口建設部長 議案第58号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。本案は、令和6年8月22日に県道青河江田川之内線で発生した、倒木による車両破損事故の損害賠償額を定めることにつきまして、相手方と協議を行った結果、仮示談が整い、その損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第十三号の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

事故の概要ですが、県道青河江田川之内線の路上で、2車線のうち、片側1車線をふさいだ倒木に被害者の運転する普通軽乗用車が衝突し、車両外装を損傷したものです。運転者には運転中の危険回避義務があり、予見できる危険は回避しなければなりません、カーブ直後の倒木であったこと、強い西日があり視界が遮られたことで回避が困難な状況でした。過去の判例を参考に道路管理上の瑕疵を逃れることはできないことから、過失割合を市7割、運転者3割とし仮示談としています。

また、運転者が加入している保険会社から運転者へ保険金が支払われており、損害賠償請求権が保険会社へ移転しているため、当該保険会社が債権者となっております。以上で議案第58号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、保実委員。

○保実委員 このたびの事件は、弁護士も入って、弁護士の方からというような状況ですけど、こういう事例が今までにあったんですかね。もし、あったとすれば、前にあったものと比較して、その金額等は、前回と比べてどういうふうに見ておられます。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、一般的にですね道路買収の交渉先は被害者本人とさせていただいておる状況です。被害者の方から、弁護士に交渉を委任された場合は、弁護士と交渉するようにしております。それから、示談交渉が不調の場合は、被害者または、弁護士の方が、市を相手に訴訟をされる場合もあります。過去にもそういったケースもありました。その場合はですね。当市の方も市の顧問弁護士、または、加入してる全国市有物件災害共済会という保険になるんですけれども、そちらの方、弁護士の方に委任することによって、裁判で和解また判決によって定めた額を賠償するというふうになるかと思います。

今回の場合ですけれども、相手が本人さんであろうと弁護士さんであろうと、過去に判例に基づいて、過失割合を算出して、それは市だけでなく、加入しております先ほどの共済会の方に紹介をしております、それに基づいて、事案の交渉をさせていただいておりますので、本人、もしくは弁護士になっても、変わりはないというふうに考えております。

○鈴木委員長 保実委員。

○保実委員 はい、それと7対3で三次市が7ですか。それと確認で、聞いてみるんですが。その木が立ってたのが倒れていうことですが、木が立ってた山の持ち主ですね。ここには、全然問題はないということですか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、倒木した木の山林所有者の責任はどうなるかっていう質問だと思うんですが。道路管理者、市の方ですけども、の管理する範囲は車両の通行に支障がある限りは、やはり、路面、それから道路空間、それから道路周辺の広くに及ぶというふうにされております。

竹林の所有者が負う責任は、民法で竹林の植生または支持に瑕疵があることによって、要するに植えたこととか、倒れそうなのかわかって、止めるたりすることをしなかったりとかいうような場合には、他に損害が生じたときには、竹林の所有者は被害者に対して、その損害を賠償する責任を負うことと規定されています。その上で、この度の倒木については、雑木であって、植林された経済林とか庭木などの緩衝木などの植栽や設置されたものではないということから、竹林の所有者に瑕疵はなく賠償責任はないものと判断しています。

しかしながら、倒れる恐れなどから竹林所有者に対して対応を依頼したにもかかわらず、倒木して他人に損害が生じたときは、竹林の所有者は被害者に対して、その損害を賠償する責任を負う場合があると考えられます。

○鈴木委員長 保実委員。

○保実委員 それと最後にもう1点ですね。よく黄色い車でパトロールしておられますよね。それは倒木をしたのを見て歩いておられるのか、倒れそうな木を見て歩いておられるのかどっちなんですか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、道路パトロールの状況ですけども、現在、権限委譲されてる県道と一部市道については、業務委託により月4回の道路パトロールを実施しております。その中身については、倒木しているもの、それから、倒木仕掛けているものは、発見できればですけども、それか

ら、道路の陥没とか死骸処理とかまたは、ゴミが散乱してるとか、側溝が詰まっているとか、いうものをパトロールして、その結果を市の方に報告をするようになっております。それに基づいて、市の方が直営、それから路面委託業務で各地区の業者さんに依頼して、それらを対応していくというふうにしております。

この度もこの県青河江田川之内線は、道路パトロール巡視の委託路線になっております。倒木直近のパトロールは、実は、令和6年8月9日に現地をパトロールをしております。そのときの巡視の報告では、当日8時半から9時40分の間で、この青河江田川之内線をパトロールした結果、道路には異常なくペットボトル等が9本、それから枯れ枝が3本ほど道路上に落ちておりましたので、それを撤去したというふうな報告が上がっているような状況でございます。

○鈴木委員長 はい、他に質疑はありませんか。竹田委員。

○竹田委員 パトロールのことなんですけども、こういった事故等が毎回のようには上がってくる中で、パトロールをしていますと、今回も月4回程度というふうに説明を受けましたけども、市以外の、例えば、配達業者であるとかそういったことに、業者に対しての委託とかそういった協力等のことはされているのでしょうか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、パトロールの状況等でございますけども先ほど申し上げましたように、道路巡視の委託業務を行っております。それ以外は、まず、土木課と各支所の職員で月1回の定期パトロールは実施しております。その現場への行き帰りにおいて注意観察を行ったり、全職員に対して、掲示板等によって道路異常が発生した場合は情報提供をお願いしたいとしております。

しかしながら、三次市内の市道は600余りの路線、それから、権限委譲の20路線の道路をすべて常時パトロールしていくのが現実的には困難でございます。市民の皆様からの道路異常の情報提供をいただくことが必須だというふうに考えてます。

情報提供の取組としましては、まずは、市民の皆様方へのお願いということで、広報を通じてですね道路異常、それからそれをケーブルテレビの文字放送等で周知をします。

その他、三次警察署に道路異常があった場合の連絡を依頼しております。これは平成24年からスタートしています。警察からの情報については、かなり多くの情報提供いただいています。

その他、消防署、郵便局とも情報を提供協定を平成26年に締結しております。昨年度は7件の情報提供がございます。今年度はございません。

その他、令和5年10月からLINEの通報アプリを運用開始をしているようなところで、開始して以来ですね約300件の情報提供をいただいているようなところで、月平均として14件の情報提供をいただいております。

○鈴木委員長 竹田委員。

○竹田委員 私もそのLINE通報について、改めて確認をさせていただいて、今、件数もいただいたので、ここについて、やっぱりもう少し広報を通じて、アピールをして便利なツールだと思いますので、しっかりと情報提供できるようにしていただければと思います。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。よろしいですか。はい、他にないようですので、以上で議

案第58号に係る質疑を終了いたします。設部の皆さん、ありがとうございました。

(建設部退室)

○鈴木委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時30分休憩

午前10時35分休憩

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それではこれより議案2件の採決を行います。配布しています審査報告書に沿って、議案毎に討論の後、採決といたします。

それでは、議案第57号工事基本協定の締結についての討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第58号損害賠償の額を定めることについての討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について自由に議論して参りたいと考えます。

意見のある方、挙手願います。ありませんか。竹田委員。

○竹田委員 はい、議案第58号について、やっぱり行政のパトロールには限界があると思いますので、先ほどもお願いしましたけども、やはり市民からの情報提供が重要だというふうに思っています。そのツールについて、また、情報提供について、こまめにしていただきたいということも申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 他にございませんか。

お諮りいたします。本委員会の委員長報告の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

(ケーブルテレビ中継終了)

○鈴木委員長 引き続き所管事務調査を行います。説明員が入室しますので、しばらくお待ちください。

(産業振興部入室)

○鈴木委員長 それでは、これより所管事務調査を行います。今回は、三次市における米の生産状況について調査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、それでは委員の皆さんお疲れ様です。本市における米の生産状況について、ご説明をさせていただきます。お送りしております資料の1ページをご覧ください。

本市では、市、市、JA、生産者、実需者等で組織します。三次市農業振興協議会で水田収益力強化ビジョン基本方針を毎年策定しております。この基本方針に基づきまして、持続可能な地域農業の確立を図るため、担い手の育成確保、農地集積等に取り組むとともに国の交付金を有効活用して、主食用米、非主食用米、振興作物等の生産による複合経営の推進を図り、多様な農業経営体を育成し、所得向上を目指しております。

まず、最初の1番、主食用米でございますけれども、こちらにつきましては、実需者、消費者ニーズの高い品種、コシヒカリ等を中心として、省力化、コスト削減に取り組みながら、作付面積の維持に努めています。

また、販売先との結びつきによる経営契約栽培の拡大に取り組むとともに、高温耐性品種、こちらは虹のきらめき等の導入拡大を検討しています。さらに環境負荷の軽減のため、中干し期間の延長によるメタンガスの発生抑制や、減農薬栽培などの環境に配慮した水稻生産の推進を図ることとしております。

次に、2番の非主食用米、飼料用米、米粉用米、加工用米、WC S用稲ですけれども、こちらにつきましては、主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、需要に応じた計画生産に取り組むとともに、多収品種の推進及び省力化、コスト削減等を図ることとしております。

次に、3番の麦大豆、飼料作物についてです。こちらにつきましては、需要に応じた生産を行うとともに、安定的な品質、収量を確保するため、県の栽培指針に基づいた栽培技術の徹底を図ることとしております。

次に、4番の地力増進作物については、連作障害の回避、ブロックローテーションによる圃場の利用率の向上等、地力の増進を目的とした活用を図ることとしています。

次のページをご覧ください。2ページでございます。

5番の振興作物、本市ではアスパラ、白ネギ、ハウレンソウ、菊、ブドウについてでございますが、主食用米の需要が減少する中、農業者の所得を確保するため、収益性の高い園芸作物を中心に大規模経営体、小規模経営体、それぞれにあった品目を地域の気候等を踏まえて推進することとしています。

また、引き続き、振興作物を推進し産地形成を目指すとともに、年間を通した多様な品目については直売所等への出荷により、有利販売、販路拡大を図り販売農家の所得向上を目指すこととしています。水田収益力強化ビジョン基本方針についての説明は以上です。

次に、令和6年産米の生産状況について説明をいたします。

資料3ページをご覧ください。本市における令和6年産米の需給調整の実施状況をまとめたものでございます。令和5年産と6年産の比較ができるようにですね掲載させていただいております。右側

が令和6年産になりますけども、上から3段目、水田面積につきましては、4,646ヘクタール。

県から示された主食用水稲生産の目安は、2,878ヘクタール。これに対しまして、水稲の作付面積につきましては、2,792ヘクタール。作付が生産の目安を下回っているという状況でございます。水稲の作付率としましては、60.1%となっております。生産数量は、生産の目安1,万5,229トンに対しまして、生産数量は1万4,769トンで、こちらも生産の目安を下回っているという状況でございます。一般質問でもございましたけども、本市の主食用水稲の作付面積につきましては、減少という傾向が続いております、近年は生産の目安に届かない状況が続いているという状況でございます。

続きまして、令和7年産米の生産の目安の状況について説明をさせていただきます。資料の方は4ページをご覧ください。本市の生産の目安は、広島県農業再生協議会が提示をした数値を採用しておりますけども、県内の需要量は生産量を超えているという状況ではございますが、担い手の高齢化等により作付面積は年々減少しているという状況でございます。

また、生産の実態に応じながら、体制を維持することとしています。そのため、令和6年産の主食用米の作付面積等を考慮しまして、令和7年産の生産の目安は令和6年産よりも減少をしております。

資料の5ページをご覧くださいと思います。先ほど申しましたとおり、本市の主食用水稲の作付面積は減少が続いており、近年は生産の目安に届かない状況が続いているということでございます。令和7年の生産の目安は、2,790ヘクタール。それに対しまして、令和7年産の作付面積につきましては、現在集計中ということで確定値ではございませんけども、2,795ヘクタールということでございます。米価の高騰を受けまして、一部で非主食用米から主食用米へ転換をされたという状況も見受けられますが、離農により作付面積の減少ということもありまして、最終的な面積につきましては相殺され、主食用水稲の作付面積は、前年度に比べまして、あまり大きく変動はないものというふうに見込んでおります。水稲全体として、こういった作付面積については減少傾向にあるというふう認識をしております。

以上で、本市における米の生産状況についての説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 それでは、質疑をお願いいたします。掛田委員。

○掛田委員 はい、説明ありがとうございます。

私の方からですね、5ページの三次市の主食用水稲作付状況ということで、このグラフを見ていくと、生産の目安数のトレンドっていうのは、下降トレンドをたどっていくような状況になると思いますが、その作付面積については、下降トレンドというよりも、何か、若干横ばいになってくる中で、最終的に落ち込んでいくような、そういったことも想定されるような、私の印象なんですけども、実際、令和8年度以降の見込みとしてですね、このトレンドっていうのは、どのような形になるか、これ推測の話なんですけど、そのあたりをまずご説明お願いしたいと思います。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 令和8年以降につきましては、これはあくまでもまだ推測になりますけど、農林業センサスでもご存じだと思いますけど、今、令和6年ちょっと集計なので、まだ最新の数値が出

てませんが、令和2年で言えば、基幹的農業従事者の平均年齢が三次市は72.4歳です。令和6年が今から出ますので、これさらに上昇をしてるだろうというふうに、年齢は上がっていると思います。

また、総農家数ですけど、これも令和2年のセンサスでは3,238個ありましたが、この10年、令和2年までの10年ですが、令和6年はまだ出てませんので、1,891個、37%減少しています。これにつきましては、様々な要因がありまして、あの当時から言えば集落法人とか大型農家へ預けられて、農家が減って小規模農家が減ったということもございます。

ただ、この10年間集落法人等の設立がほとんどありませんし、また、大型農家も減少傾向にありますので、これから集積がどんどん進むということは、ちょっと考えにくいというところがございます。だから、令和8年度につきましては、やはり増える見込みというのは想定ができませんので、やはり減少していくだろうと、ただ、やはり大幅に減少というのは、まだ考えにくいんですけど、ただ、今の団塊の世代の人がリタイアされると、やっぱり一番人口構造で一番そこが多いので、やっぱり、そこの方がもう80歳に近くなってきておられるということになると、平均も超えられていますので、いっぺんに、そこが抜けられると、従事者は減ってくるだろうと思いますし、耕作面積にも影響が出ますので、やはり減少の幅が今よりは広がってくるだろうというのは予測がされます。

○鈴木委員長 はい、掛田委員

○掛田委員 農業政策というのは本当に国の政策に、かなり大きな影響を受けるものということを前提に質問するんですが、地域計画を3月に出されてこられたと思うんですけど、そのあたりの分析ができてるかどうか、これ地域の実情なんかもあるし、地域差もかなりあるかもしれませんから、わからないところも多いかもしれないんですが、そのあたりを踏まえたときにですね、やはり、もう農業従事者がなかなか増える見込みがないということであれば、少しでもその生産性を上げるということで、農地の集積というか集約化を図っていくということが、先ほど答弁あったと思うんです。やっぱり喫緊の課題ではないかなと思うんですね、農地が点在しているとですね、やっぱり非効率な側面もあるんで、そういったところが、どうなんだろうかっていうことを改めてお聞きします。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、地域計画につきましては、ご承知の通りこの3月に一応策定は、全地域において終わりました。やはり、アンケート調査とかを実施してまとめをしたんですけど、回収率もそこまで良くないということもありまして、逆にともともと集積をされてるところは、アンケートをしてない地域もあります。地域のばらつきがございますので、今後、その地域計画を活用していくには、ある程度の話し合いとかをですね、もうちょっと具体的に進めていかないとですね、単なるアンケート取って、役員さんだけが話をされたのでは、なかなか進まないという実情があります。

これ全国的な課題です。三次市だけではなくて。それとですね、やっぱり地域計画、集約化はこれまでも国県とかで推進をしてきて、三次市でも法人とか先ほど言いましたように設立して一定程度の集積は、3割、4割の集積を図られたんですけど、まだ、6割以上が小規模兼業農家、数値で申しますと3アールから1ヘクタール未満の水稻生産の農業者が約2,100おられます。1ヘクタール未満

です。2,100おられる。先ほどの数字を見てもらってもわかるように、約3,000ぐらいの営農計画書が出るんですけど、そのうちの2,000を超えた数字が1ヘクタール未満ということで、いかに三次市が小規模兼業農家が多いかというのがよくわかります。

これをなかなか集積っていうのも、これも課題としてはとらえてるんですけど、一定程度、集積がもうできない状況になってまして、やはり、兼業農家の方にも様々な考え方の方がおられます。自分で食べるとか親戚にあげたい米を自分で作りたいという方もおられますし、あと仕方なく作られる方もおられます。

要するに農地を荒らして、隣に病害虫を発生させたらいけないし、草を増やすわけにいかないということで、それで2、3反を仕方なく作られているという方もおられます。やはり、そういう形で行政がなかなか強制的に集約をさせるっていうのは、農業者が多様化されてる中では、強制力が持たせれないというところが1つありますし、やはり地域がまとまっていたかできないという面もあってですね、先ほど前も申しましたがまとまってるところは、大体、法人ができてるところでございます。

だけど、まとまらないところがやっぱりまだ個別で経営をされたり、担い手もかなり、いろんな方が入られてるというところですね。地域計画の実態がリンクができないのも、その話し合いがうまく進まないという実態があるということがあります。ここはもう10何年以来の課題としてとらえているところでして、今の状況的にはそんなところです。

○鈴木委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 ちょっと、最後になるのですが、結局、農業問題、この農地の問題、水田面積等々も含めて、私思うんですけど、やっぱり、地域をいろいろ回ってみますと、やはり獣害従来対策と1つのパッケージとして考えていかなきゃいけない。そういう状況があらうかと思うんですね、本市も、今、テゴスの取組をされつつあるんで、マインドがそもそも下がってきてるわけですよね、幾ら米価が上がって、これからいい話になるかなっていう展望がありながらも、やっぱり、今後のこと考えたらマインドやっぱ下がってくる、それは1つの足かせになってるのは獣害対策。これがやっぱり追いついてないっていうようなそういうところもあらうかと思うんですね。そういうところをパッケージとして農業問題、農地の問題をこう戦略的にやっぱりやっていくっていうことが必要なかなと思うんですが、その点についてはどのように認識されていますか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 はい、議員さんおっしゃられる通りでございます。獣害対策もこれは1つの耕作をしにくくしている。離農に繋がる1つの要因であるというのは認識をしております、やはり、そこは今回、力を入れなくてはいけないということで市の方もですね、全市的な講習会を今回初めて開催しますけど、そういった取組であるとか、やはり1人でも獣害の担い手を育成、農業者と一緒に。担い手の育成が急務になっておりますので、そういった免許の取得補助とか研修会というのも充実をさせていくことも行っておりますし、そういった先ほども言われました、パッケージっていう考え方っていうのは、市としてもいろんな補助メニューもやはり充実をさせていかなくてはいけない部分もあり、そのニーズに応じてということは重要なことだと考えておりますので、鳥獣

害についても、今年度、違った方向で新たな取組ということでやらせていただくということで、進めていきたいとそういったところで、研修に参加していただいた皆さんの反応もアンケートとかを取って、しっかり分析して、把握していくということに努めていきたいというふうに考えています。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、横光委員。

○横光委員 4ページの基準単収、令和6年度は529kgで、令和7年度は528kg、これは何を意味するのかということなんですが、私の考えでは、総合的な農業になっているかなという、広範囲な農地を持ってやれば、小さなところができないということになると、やはり、細かな農業をしてない。だから、単収が下がっている。

或いは高温障害によって下がってるというのではないかなというふうに見れば、それはどうなのかということと、先ほど高温障害のことを言われました。コシヒカリは高温障害に弱い、障害を受けやすいものであって、耐熱のあるような米を作ろうということじゃない。その普及状況というのは、まだ、私たちが農業をしていて、ピンと来ないのですが、どのように普及されようとしているのか。そのおいしさというのは、コシヒカリと何かをかけたヒノヒカリのようなものになっているのか。食味性はどうかということが1点、それと、この間、一般質問でも答弁であったけれども、いくら作れば、金額がいくらなら黒字になりますよ。黒字になっただけでは生活はできないですよ。本当に生活できる作付面積というのはどのぐらい思っているのか。それは本当に、この三次市の実態に合うのかどうかということを聞かせていただきたい。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 基準単収につきましては、これは市が調査して決めてるわけではありません。

ご承知の通り国の方が各北部南部等の坪刈り等を行って、毎年、調査をして出しているわけですが、小泉大臣も言ってる通り単収とかが全然実態に合っていないということで、いろいろ問題がありまして、逆に今の528kgというのは、ちょっと多いっていうふうによく言われます。

農業者の方からこんなに取りられませんと、今の状況で、500kg行けばOKで、大体、今の高温障害とかにやられるんで、実態は480kgぐらいに下がってるんじゃないかということですね。ちょっと、実態には、これ、我々も則してないというふうには思っております。この数字は、やっぱり国が示してるので、ちょっとこの数字を使わざるをえないというところが1つであります。

はい、高温対応の指定品種は、にじのきらめきとか他にも品種があります。これはですね、今、JAの方がこれは推進をしております。実需者との結びつきというのがありますので、にじのきらめきも市場でニーズがあって、その契約栽培みたいな形になりますので、今は法人とか大型農家への一部への推進しかしていません。

だから、一般農家、兼業農家の6割とか7割のところはまだ推奨がされてない状況なので、今後、先ほどありましたように本当に食味がよかったりっていうのをPRして、おいしいというのがわかって、認知度が高まらないと、作ってもやっぱり安く買われてしまうということが懸念されますので、その辺りは、JAさんとの調整をしながらそういったのをいつの時点でやっていくかっていうのも、協議をしていかなくはいけない、このプランにもそういった協議を進めていくというふう

にしております。にじのきらめきは全国で結構広がっておりますので、乗り換えているJAとかも結構増えてきております。まだ、三次はコシヒカリの需要が高いということで、まだコシヒカリを生産していただきたいというのが一般農家の方への要望が強いという、だから、一般農家への波及はまだ全く進んでないというのが実態です。

あとですね、経営規模の黒字、おっしゃられたところなんですけど、指標でよく言われるのがやっぱり、本当に専業で儲けていけるっていう規模からしたら、15ヘクタールから20ヘクタール、30ヘクタールまでぐらいがやっぱり、一定程度、家族経営で期間的にアルバイトさんを雇ったりして、夫婦とか家族でやるには、15ヘクタールから30ヘクタールの間が、一番収益が出しやすいと言われます。あれ以上超えてしまうと従業員の数をふやしたり、いろんなことの様々な経費がかかってきて、大規模化が施設の整備も大規模にしていかななくてはいけないということになると、損益分岐点でやっぱり収益率が落ちてくるということになりますので、やっぱり10ヘクタール、20ヘクタールぐらいが一番いいのかなっていう。

兼業農家の6割は、先ほど言いましたように1ヘクタール未満の方はどうしても赤字です。米が高くなったといっても、2,000円、3,000円で、年間5万円増えたって言っても肥料代とか飼料代にみんな消えていきますので、人件費までは賄えないだろうというふうに考えますから、だから、幾ら上がっても無理だと思います。

だから、後の後継者が帰ってまでしたくないというのが、そのあたりで、だから、さっき言いましたように様々な人がおられますので、やっぱり自分で、元気なうちは、自分で作りたいと思う中でたくさんおられます。その2,000人のうちの中には、だから、それをやめてくださいというのは市の方では言えません。それは自由ですから、だからでもそこは赤字の方がやっぱり多いということで、現実でやっぱりその息子さんが帰ってこられたりして作るかって言ったら、非常に疑問なところであります。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 例えば、うちの集落で言えば、自分の里のふるさとだったら、50ヘクタール農地があるとすれば、2人おればよい。それでは地域というものは育っていかない。行政として、広島県の農業というのはどうすればいいか。国の言う実態と、この中山間地域の実態は違うわけです。

そうなれば、前からずっと言っているように、農村を守っていかないと農業を守っていくことはできない。いうことになれば61%、60%の水田の耕作なら、あと、他のもの植えることになると、30%、20%は休耕田となってる。そこを活用するという。何が言いたいかといったら、転用をみやすくすればいいのではないかなというのはあるわけで、圃場整備の田でも、企業誘致でもして働く場所を作って、農業がどうにかトントンよりちょっと赤字ぐらいでも、農業を進めていき、他の収入によって、農家経営ができるということになればいいのかなというのは、これは中山間地地域としての農家を農業やっていくにはそうするより、それが広島県が今までやってきた農業ではないかなという。国が10ヘクタールやられてって言われても、それ当然無理です。だと思ふのですが、三次の農業はどういうふうに進めていくのかということを経営ビジョンで出して欲しいということです。

いかがでございますか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、おっしゃられる通りです。

小規模農家も大規模化するにつれて、やっぱり地域の関係性が薄れてきて、昔の縁とかそういうのが、結びつきもなくなってくるのが農業の大規模化の問題だというふうには私もそう思います。

2反、3反でも農業で高齢者の方が体を動かすことは非常にいいことだと思いますし、やっぱり動かし地域も元気になって本人もそれでやりがいを持って、健康寿命も多分伸びると思います。

だから、家にこもっているより農作業をちょっとでもされて体を動かされる方が、非常にいいと思います。やっぱりそういった大規模化は私も一定程度は必要だと思いますけど、それ以上の大規模化は私もするべきではないというふうに思います。

だから、さっきも言いましたように、小規模な多様な農業者がですね、やっぱり三次市でもっと活躍できる場、そういったものを掛田委員さんがおっしゃられたように何らかのパッケージを作って、取り組みやすいようにしてあげないと、今の状況だったら、年齢層も上がってきてどんどん減少傾向に向かってきます。太陽光に代わるとかそういう形になりますから、そうじゃなくてやっぱり地域活性化のためにも農業っていうところをしっかりと施策をもう少しですね、もう一度ちょっと組み直す必要があるっていうのはあります。

1つ前も言いましたように、やっぱり大規模農家には一定程度の機械の補助とか、そういうな国県費でしっかり要望を出していかなくてはいけないと、取り組みやすいようにですよ。今ポイント制とかいろんなんで、ほとんどが、現状維持なら、補助が使えないっていうのが現状です。集積を増やすか高収益を入れなくてはいけないというハードルがありますので、それはどうしても平場には負けますから、同じ土俵の上では勝てない。そういうのを中山間に見合うような制度を作っていたのが1つと、やはりあと小規模農家にはですね、兼業農家には、小規模農家にこそ、所得補償をしないと、おそらくだめだろうな。大規模農家はですね、再生産可能な価格上回って生産されてますので、効率もいいですし、契約栽培でもう販路を確保されています。

だから、多くは系統出荷、JAの悪口言うわけではないんですけど、やっぱり、JAの系統出荷されてるところが赤字経営を余儀なくされてます。もうそれはもう諦め状況で出されてますから、もうしょうがないとそういう時代だろうという、もうその感覚で、今までずっと低迷してきたということで、ただ、国は、大規模農家のところまで出す、小規模農家のところへはやっぱり金が足りないと思うんですよ。そこまで、小規模農家のところの精算割れしたところを上手く保証する形をとらないと、ただ国は大規模農家へしか出さないというような言い方をされてますので、保証もですね。小規模農家やっぱ切り捨ててるっていうところが見え見えなので、そこは議会からもしっかり要望を出していただきたいのと、小規模農家に対する要望をしっかりと出していきたい。

大規模農家をひいきするわけではないですけど、機械補助とかそういったところは大規模農家をしっかりと支援していくべきだと、そこを分けて考えないと、国が制度を全部一緒にしてしまので、ぐちゃぐちゃになってしまうんだと思います。その部分がやっぱり重要なのかな、国に対してはですね、市の方としてもパッケージを作って考えていかなくてはいけないので、ある程度所期の目的を果たす補助事業はやめてですね。それに見合った補助事業に変えていかないと、今回、草刈り機

の補助とか、そういったところの小規模農家も使える補助もふやしてっております。集落の鳥獣の防護柵も補助率も上げさせていただいたとかいうこともあって、そういったところを見直しをしながら、やはり、市の方も小規模農家の方が取り組みやすいようにしていかななくてはいけない。でも、それはあくまでも一時的なしのぎにしかならないかと思います。即効性というか一時的なもんなんで、やっぱり長いスパンから考えると一時的な補助事業では、さっきのように幾らやっても赤字なので、少ない方、それをどうにか続けていただける仕組みってのは今から考えないといけないんですけど非常に難しいとこですけど。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 所得補償というのがあったのは、前に民主党政権ときに小沢さんが言って、そのときに国へ行って聞いたときには、所得補償すれば買値が安くなって農家所得は変わらない。その後、どうなったかと言ったら、自民政権になって補助補償がなくなって、米価がまた一段と安くなったということはあるわけです。今日の状況どうなるかは、ちょっと見てみないとわからないですけども、所得補償だけでは、やっぱり、米価を上げていかんと実際の農家がやる気を出すということにならないのではないかと。政策のそこですとんと切れるわけですから、やっぱり、そこらは考えた本当の国としてどうするのか、或いは、地方自治体としてどうするのか、広島県とか三次市の農業が同じような状況であろうと思うので、そこらを考えた農業政策を打ち出していないとみんな辞めてしまうし、辞めるといふよりできなくなってしまうというようなものですが、もし、考え方があれば教えてください。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 繰り返しにはなりますけど、やはりその6割7割おられる多様な農業者のところをですねやっぱりそういった、多分いろんな、その中でもさっき言ったようにいろんな考え方の人が多分おられます。

だから、そのニーズをやっぱちゃんと把握してですね、例えばやっぱり環境にやさしい農業に取り組みたい方もおられるでしょうし、いろんな多分パターンの方で、それをそのニーズにやっぱり即したものをそれぞれ作っていったらあげないとですね、やっぱり一律に同じことをしてもですね、多分、いいことにならないだろう。

やっぱり、それぞれに見合った三次市なんかですね、それぞれ見合った取り組みができるような農業のやり方っていう、半農半Xとかもよく言われるように、そういう方もやっぱり呼び込んで、ただ定住移住対策にもなるでしょうし、これちょっと農政課だけの問題には収まらない部分も出てきますから、空き家対策にしてもそういういろんな様々な問題を解決しないとですね、やっぱり、農政課単独で事業とか政策を進めるというのはやっぱり限界があるので、ちょっとなかなかよその、横連携をやったというの、やらなくてはいけないんですけど、じゃあ具体的に何をすればいいかっていうのはですね、まだなかなか見つからない。

言葉では、頑張って地域で頑張りますよという見えますけど、どういう施策を打っていくのかっていったところは、農政だけでは限界のところがあるのでそれぞれ知恵を出し合っていないとですね難しいかなっていうふうに思います。

○鈴木委員長 竹田委員。

○竹田委員 先日、担当部局のはからいでテゴスの学習会、現地視察を見させていただいて、改めて勉強にはなったんだけど、質問でも何でもなくて意見交換という場で、ちょっとざつくばらんに言わせていただくんですが、やっぱりお金が要ることだなというのを改めて、その現場を見て、やることはいいし、実際やられる方も納得をされて現場を見ている中でやっぱりお金がかかることだと思います。補助金については補助率が上がったということもあるにしてもやっぱりそこは丁寧もう少し、農業かかるお金が必要なのかなというのをまず印象としては持ちました。このことについて、またご意見いただければと思います。

あと、今説明の中でも非主食米から主食米の方へ移行するとか、誰とは言いませんが担当大臣の方がすぐに米はまた、できるのではないかみたいなことに、乱暴な言い方してるけど、休耕田をもういっぺん田んぼにしようと思えば、先輩議員から言われましたけども3年ぐらいかかるというふうに言われ、そう聞くんですけど、そんな簡単に、手を挙げだけできるものではないということを改めてその担当課としてどう思ってるのか。その非主食米から主食米にする人も、結構難しい技術が要るのかなという思いもします。ちょっとそこらを感じてるんで、非主食米から主食米へ変えることはどう思っていますか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 3ページ目を見ていただければいいんですけど、需給調整の実施状況というものを。営農計画書の配布数、先ほど農林業センサスでは3,000、センサスの数字とここが合っていないのはちょっと感じられたと思うんですけど。あくまでもセンサスは基幹的農業者の調査であって、また営農計画書っていうのはですね、様々な方がおられます。

3アールぐらいの人も中にはいまして、そういうのも全部配布しております。返ってくるのが、今書いてある通り1,200、1,300件返ってこない。

さらに、水稻の作付けをされている方が3,000何ぼということは、やっぱり1,000幾らの方が、農地は持っておられるけど自己保全、さっきいう休耕田の方がかなりおられるということが実態としてわかってきます。

だから、なかなかですね休耕田をさっき言われましたように2、3年、やっぱり、復活しよう思ったらかかりますやっぱり水路とかが壊れたり、木が生えたりいろんなことをしますので、よほど管理をされてない限りは、それにまた費用をかけてやって、また米が上がるんかって言ったらまだ不透明なところがありますから、令和7年産は、もうある程度、価格をJAが示してるところがありますので事前に、だから、ほとんど今年と去年の価格買取価格は変わらないだろうと言われてますけど、ともすれば、8年産以降が、ちょっと不透明な状況になっています。

今でいえば、民間在庫がかなり増えてますから。需給が今度、バランスが崩れて、また米価が下落するだろうという予想が今出されてますので、非常にちょっと不透明な部分があります。そういう意味で言えばですね、またあえて、休耕田をどうなるかわかんものを復活させて、もう機械も一旦止めたようなものを、また買い替えてっていうのはですね、ちょっと考えにくいと思いますし、最近の担い手さんの状況からしても、やっぱり認定農業者になられてる方が100名近くおら

れますけど、やっぱり後継者がおられる、若い後継者おられる方もおられます。お父さんが70、80代で子供さんが30代40代っていう、次が継続できるとこもありますし、やっぱり、もう自分の代で終わられるっていうか、認定農業者は、今、あんまり増えてないんですね、もう逆に減少傾向になってきてますので、大型農家でさえそういう状況があつてですね。そういう状況の中でなかなか、じゃあこの三次市全域の農地を、次の担い手とかで耕作放棄地を復活してやるっていうのが非常に困難かなという状況的にはなっていることで、我々は今感じております。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 まさに松本課長が言われてることなんかが、私たちと多分同じような感覚で思われてるだろうと。というのが、三次市だけでどうのこうのなる問題じゃないということ。これは、農業政策として国がどう動くのか、やるのかっていうのが大きな問題なんだろうというふうに、私は常に思います。国の方にあがっても、農水省の職員と話をしても、やっぱり感覚のずれというのをすごく感じる。

農地の集積と言っても、もう急傾斜地の多いこの広島県の中で、中山間棚田で先ほど言われた3アールから1ヘクタールをやられてる農家が多い。こういう農家の人と新潟や秋田の方のような大型の農地を保有してるところの集積はもう全然違うわけですよ。ただそれを一律の政策で、全国展開している農水省のこの政策はまさに誤りだろうというふうに私は思います。

その中で、人口減少少子高齢化が進む中山間地の自治体の三次市としてですね、やっぱりこの農業が、どういうふうな役割を果たしているのかというのが大きな問題だろう。

農水省もよく自給率なんかも数字では言いますが、実態として、自給率をどうしようと思ってるのか。先ほど言いました農地を戻そうと言ってもすぐ戻る問題じゃない。そういうときに、米の値段がどうなのかという問題もある。そのことに対して、やっぱりマスコミ等々もですね今回の令和の米騒動を機に消費者教育も必要なんだろうというふうに思うわけです。

安けりゃいい。それ何でもそうですよ。安けりゃいいですよ。でも安けりゃいいだけで進めていって、国の自給率が保てますか。地方の町が維持継続できますかという問題なんで、これは国に対して私らも訴えていかなければならないというふうに思うわけですが、今、課長がる言われましたようなことを含めて、行政として上に対しての意見普請をしたりするようなことは今されてますかね。それともこれからしようと、市長会を通して全国市長会を通して、訴えていくと、いい機会だと思うんですね今回の令和の米騒動が、いかがですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 市長会等は、これまで何回か、一般質問も出させていただいてように、米の件につきましても出させていただきましたし、やっぱり、中山間の農業っていうところ、これまでも過去には何度か出させていただきました。

今回、こういったものがやはり、表面化してですね、さらに消費者にわかってきたということがありますので、やはり市としても、当然、消費者向けにも、しっかり施策なり農業のやっぱり実態が大切だということは、三次市民の方へも何らかの形で周知をしていかななくてはいけないと思いますし、市長会の方にもですね、今回、秋の市長会の分があつたんですけど、ちょっとそこは1

回飛ばさしてもらったんで、また今後ですね、そこはしっかり内部でこういったもので出すかといった、1回米を出しましたが、それ以外のところも小規模農家のところも含めて検討させていただきたいなと思います。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 まさに地方の町としたら、その小規模農家っていうのがキーだろうと思うんですよ。そこに、担い手が次から次とあったからこそ町が維持できていたのが、もう担い手ができなくなってきたから、人口が減少しその集落が形成できなくなり、様々なことが町へ集まって町へ集まらなければいけないような状況ができてきた。これを国がどう思うか。これをよしと思えば、もう止めようがないですよ。地方じゃどうしようもないんです。いや、国に対してやっぱり私たち議員もしっかりと要望していかないかんだらうと思いますけども、それができなかつたら、町は消滅していくだらうなと。農地はどんどん荒れていくだらうなと。

その辺のところを先ほど言いました大型農家を有している県と、急傾斜地の中で中山間棚田を作って、小さくてもやっているところの政策は変えてもらわないといかんだらうというふうにするわけですが、その辺の努力はこれからも私たちも意見書という形でも上げていきたいなというふうにも考えますし、農政課の方もぜひとも、行政の方も上に対して、こういう実態なんだということを数字とか上手に文書を作って、実態をやっぱりね、分かってもらわんといかんだらう。多分、実態がわからないままで、ちょっと米が安くなったじゃないか、高くなった、出回らんとって、あんならねというふうな気持ちになりますよ。ほんまに、だから消費者教育というのがこれからも必要なんだらうと思います。

そういう形で日本国の自給率、主食米である、主食である米をどのようにして守っていくのか。輸入して安い米を入れればいいんじゃないかっていうところにシフトしていくのか、どうなるってのかというところだらうと思うんで、これからは私たちも言いますので、ひとつご指導のほど課長よろしく願いいたします。多分、同じような意見だらうかと思います。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 すいません。竹田委員さんの質問にちょっと答えてなかった件につきまして、飼料用とかWC Sとか加工用米、三次市もこれやはり今回より戻して水稻の方へ大型農家が顕著ですねその傾向が、やはり収益の高い方をどうしても選ばざるをえないっていう実態がありまして、それは残念なことでもあります。

なぜかという飼料を供給する先が飼料、畜産業界が困るっていう部分がせっかく自給飼料で海外は高いですから輸入しましたら、それがせっかく、一定程度増えてきたのがちょっと水を差されたような形になって、それで減って、飼料を供給を受け取ったところがちょっとしんどくなってきたというのがあります。

ただ、三次市は、作られてますけど、どちらかというと多くないんで飼料用米とかがですね、そこまでは影響が出てないということになります。

○鈴木委員長 他にありますか。

ちょっと教えてください。この間、中山間地域の皆さんへの新しい法整備がされた改正の説明会

がありましたよね。きりりで昼にあって、夜にあって。あったんですよ。

○松本課長 中山間は農村整備の方の担当になります。答えられる範囲でしたらお答えしますが。

○鈴木委員長 いえ、大丈夫です。

では、中干しの話がさっき出てたんですけど、これはもちろん環境に配慮したというポイントが、ちょっとこの前から、何人かの小規模のもう街中で畠敷とかで、とにかく農地を守らにゃいけないから頑張るとるんじゃというおじいちゃんに話を聞いて、お父さんがもう中干しもされてたんですよ。「中干し、今年はなお長めにどっちかいうとだんだん長めがいいみたいねって言ったら」，「なんでや」と言うて「長く干せばいいもんじゃない。」と言われました。

こういう環境に配慮して、ガスの発生を抑えるとか、そういったところの浸透が大きい農家へは、いろいろアピール，PRも入るんでしょうけど、意外とまだまだ浸透してないのかなあと思っています。告知放送なんかでは言ってくださってるんですけど「長めに干しましょう。

」とああいったところの環境いうところ、ちょっと少し力を入れる時期で、時代でもあるので、そこもちょっと働きかけていただけたらいいなと思います。はい、松本農政課長。

○松本農政課長 広報でも周知させていただいたように、研修会の方を4月と8月に3回予定をしております。その中干しとか環境に配慮した、水稻の技術栽培とか野菜もそうですし、今回3回の研修会をやりますので、そういったところへ、今回ちょっと力を入れさせていただいてるところです。

あと、スマート農業についてもですね、ちょっと話がそれてしまうんですけど、そういったのも協議会を今持って、実証とかをして、広く皆さんへ行き渡るような制度であれば補助事業に入れさせてもらうとか、今回の草刈機もそういうような形でやらせていただきましたし、あと水管理のものであったり、そういったので省力化が図れるっていうところも、今の農業では重要になってきております。国も推進しておりますので、その環境面、施設、スマートとかで効率面も市としても取り組みを強化してやっていくという。今、進めているというところです。

○鈴木委員長 あと1点、これはまだまだもう少しかかるんかもしれませんけど、NHKでやってたんですかね、埼玉県の方とかで畑で米を作るっていう、昔は直播って言ってバーッとバラ撒きやってましたけど、あれの推進は、今、三次市はお考えにあるのかどうかお聞かせください。

はい、松本農政課長。

○松本農政課長 これはJAさんが今取り組みをされておまして、いろんな様々なやり方があってですね、まず最初に始まったのが直播でも水稻のですね鉄コーティングをして、移植栽培ではなくて、水稻の水を張ったところに鉄コーティングの種子を撒く、コーティングはというのは今でもやられております。

ただ、普及がなかなかこれもできてないというのもあり、ある一定の法人さんしかやっていないというのがあり伸びてないです。先ほど言われた関連直播の畑地と言われたんですけど、完全直播きの部分は、これも一部では、法人さんの中で完全に種もみを撒かれてやられてるところがありますが、まだ広がりが出てきてないということがあります。

今の畑地は、三次市では多分まだやってないと思います。今やっているのが、マイコス米とかつ

ていうのが、あるメーカーのやってやっぱり同じような、今言われる水を撒かないで、コーティングを上手くして、うまく栽培するというやり方で、水がいらないやり方なんで、それをＪＡさんの方の視察で、うちの職員も昨年度行かさせてもらったんです。というのも、今、少しずつですが、そういう調査研究はされているという状況です。

○鈴木委員長 はい、高齢化っていうか、今いう70代、主な農業者っていうのは70代、80代で、労力を削減するとか、あと機械代の削減にもなるんですね。もう耕して、代を掻いて、植える田植え機がいるという。それをもしかしたらいなくなるという、そういった意味で農業経営にも、とっても革新的な考え方だなあと想着、埼玉は結構大型農家が取り組んで、あれを推進していくと、どうしても地域でみんなで勉強し合いながら、声かけながらが一番いいんでしょうけど、今言う高齢化農業者の対策にも私は一躍買うんじゃないかなあと思ってます。

あと、兼業農家さんは本当機械代の捻出、大変なんですよ、さっき言った赤字経営がそういったところをある程度作付け面積がいつてない、15ヘクタールいけば何とか黒字ですよ。だけど、そういう農家のためにも、推進もちょっと視野に入れて、補助金とかはまだ国があまりいいものは出してくれとらんのでしょうか、考えとってください。

他に皆さん、ご意見、質疑はありませんでしょうか。なしはい、ないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

産業振興部の皆さんありがとうございました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

午前11時34分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月23日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希